

第34回広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

令和元年12月17日（火）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

秋田智佳子（新任），狩谷あゆみ，長谷富美，西田篤，萩原幹史，藤本光徳，
牧侑，宮崎智三，森岡礼子，森脇喜美代，吉村典晃

[説明者]

木村陽介首席家庭裁判所調査官，加藤智之家事首席書記官，久恒敬司少年首
席書記官，森川直樹次席家庭裁判所調査官，下地敬三次席家庭裁判所調査
官，瀨崎弘子主任家庭裁判所調査官，奥井衣代主任家庭裁判所調査官，岩
崎正彦事務局長

[事務担当者]

南森弘三総務課長，越智寛子総務課課長補佐

第4 議事

- 1 委員異動報告
- 2 委員会の傍聴について
本日の委員会に広島弁護士会地家裁委員会バックアップ委員会から申出のあつた一人が傍聴することを許可した。
- 3 開会宣言（総務課長）
- 4 委員長挨拶
- 5 委員挨拶，自己紹介
- 6 議事

「家庭裁判所調査官について」

[委員長]

本日の議論に入る前に、前回のテーマである成年後見制度について、委員会での議論を踏まえた裁判所での取組などを説明します。

[説明者]

前回、後見人等の選任について、自分が判断できるうちに子に頼っておきたいとの意見、親族が後見人等になる場合、後見業務が軌道に乗るまでは専門家に依頼し、軌道に乗ったら引き継ぐとスムーズではないかという意見をいただいたところです。

いただいた意見については、後見等業務を多くお願いしている各専門職団体との打合せで紹介し、意見の趣旨に沿って、今後、当裁判所で後見人を選任するに当たっては、親族が後見人候補者である場合には、可能な限り親族を後見人を選任し、専門職には後見監督人として親族後見人を支援していただく方向でお願いしたところです。

また、後見人等の報酬について、身内が後見人等になった場合でも、しかるべき報酬を支払うべきとの意見、助成制度の充実が必要との意見、財産額に応じて報酬を決める現在の方式より、基本的に同じ仕事をしたら同じ金額で、それ以上に仕事をしたらその分は加算する方がよいとの意見がありました。

こうした意見についても、各専門職団体との打合せで紹介しました。今後、報酬の算定方法については、皆様の意見にもありました、基本的に同じ仕事をしたら同じ金額との考え方で検討していくこととなりますが、具体的には大規模庁の検討結果を見守りつつ、当庁でも検討を行う予定です。

助成制度については、各専門職団体のほか、広島県、広島市との意見交換の場において、制度の充実について働き掛けているところです。

また、令和2年1月に行われる広島県内の市町が参加する協議会においても、助成制度を取り上げ、市町に問題点を把握してもらい、より良い制度となるよう直接働き掛けることを考えています。

[委員長]

それでは本日の協議に移ります。

本日のテーマは、「家庭裁判所調査官」です。家庭裁判所調査官は、様々な科学的知見を使って職務を行っていますが、特に、社会とのつながりという観点も非常に重要です。本日は、特に、社会とのつながりという視点から、調査官の仕事を捉え、その在り方について御意見をいただきたく存じます。

[説明者]

家庭裁判所調査官は、地方裁判所には置かれていない、家庭裁判所に特徴的な職種です。その職務は、家庭裁判所に求められる役割と密接に関連していると言えます。

家庭裁判所で取り扱う事件には、親族間の紛争や問題を取り扱う家事事件及び人事訴訟事件と、未成年者の非行等を取り扱う少年事件があります。これらの事件の適正な解決のため、家庭裁判所には、法律的な解決を図るだけでなく、医学、心理学等の専門的知識を活用して、紛争や問題の実情を捉えた適正な解決を目指すことが求められ、そのスタッフとして、家庭裁判所調査官が置かれています。

調査官には、高度で広範囲な専門性が求められるため、採用試験も、多くの専門領域からの選択問題としています。

採用後は、調査官補として、2年間の養成課程が設けられており、研修所での合同研修や採用庁での実務修習を通じて、専門的な知識を習得しています。さらに、調査官となった後も、研修所や職場での充実した研修体制が整っており、より高い専門性を身につけるよう研鑽を続けています。

調査官の職務の概要について、調査官は、家庭の紛争解決や少年の再非行防止を目的として、当事者との面接や関係機関からの情報収集により事実関係を明らかにし、要因を探ったり、解決に向けた方策を検討します。そして、裁判官や書記官と連携して、家庭裁判所としての方向性を検討し、解決に向けて関係機関と連絡調整をします。

調査の過程で、家庭を訪問したり、関係機関に出向いて情報収集や連絡調整を行い

ますが、ここで、社会とつながり、社会資源を活用することになります。社会とのつながりや社会資源の活用は、重要な視点ですが、家庭裁判所で取り扱う事件は非公開の手續であるため、自ずから連携には一定の限界があります。

少年事件における職務の概要について、少年事件において家庭裁判所が目指すべき目的は、少年の再非行防止と更生です。

そのために、調査官は、当事者との面接や関係機関からの情報を通じて、非行に至った原因を分析し、再非行を防止する手立てを講じます。処分を決定するだけでなく、そのプロセスとして、少年や保護者に働き掛けたり、被害者の視点を取り入れる講習や、社会奉仕活動に参加させることもあります。また、関係機関との連携を通じて、社会の中で再非行に至らない土台を作るための調整も行います。試験観察での補導委託等を通じて、地域社会の力も借りています。

家事事件における職務の概要について、家事事件において、家庭裁判所が目指すべき解決は、親族間で生じた紛争や問題の解決です。

そのために、調査官は、当事者との面接や家庭訪問、関係機関からの情報収集を通じて、事実を収集し、在るべき解決に向けて当事者に働き掛けたり、各関係機関と連携して、支援体制を整備する調整活動を行います。

少年事件における調査官と社会とのつながりについては、学校、児童相談所、医療機関、少年鑑別所等、保護観察所との連携や、補導委託、社会奉仕活動が挙げられます。各関係機関とは個別に連携を図るというのではなく、各関係機関から得た情報を総合的に収集し、それらを各関係機関に還元するという役割も担います。

家事事件においては、学校、幼稚園や保育園、医療機関、児童相談所、福祉機関等、自治体等との連携が挙げられます。各関係機関との個別の連携に留まらないところは、少年事件と同じです。

[A委員]

採用試験について、法学、心理学など様々な専門分野があって、自分の専門に関連

した分野で志願すると思うのですが、少し分かりにくいです。採用後は、自分の専門分野をやっていくのか、それとも他の分野のこともやっていくのでしょうか。

[説明者]

採用試験は、自分が学んできた学部に関連した試験科目を選んで受験できますが、その後は、研修所に全員入所して、学んできた学部以外の調査官として必要とされる学問を広く学んでいくシステムになっています。入口では、多様な人材を集めるために、調査官に必要な学問のどれかを学んできた者を採用し、出口では、研修所で様々な学問を学び、幅広い知見を身に付けていく形になっています。

[B委員]

調査官は、裁判官の調査命令に基づいて業務を行うことを説明してください。

[委員長]

調査官の仕事の根拠は、裁判官が「この事件では、こういう調査をする必要がある。」という観点で調査命令を出し、命令事項について調査官が調査を行う仕組みになっています。命令を出す過程の中では、当然、裁判官だけではなく、調査官や書記官も含めて、どういう形で調査をするのがよいかカンファレンス等を行って、適切な命令を裁判官が選択しています。

[C委員]

採用試験の競争倍率、初任給、中級ぐらいの年収を教えてください。

[委員長]

競争倍率は、大学院卒の区分で6.9倍、大学卒の区分で8.2倍です。

[説明者]

初任給や年収は、国家公務員の総合職に準ずる形とっていただいたら、イメージが付きやすいと思います。

[D委員]

少年事件と家事事件で、すべきことがかなり違う気がします。裁判官は民事、刑事、

家裁も含めて専門性が分かれている印象がありますが、調査官も、何か取り決めはあるのでしょうか。それとも、何でもするオールマイティーな感じでしょうか。

[説明者]

本庁では、少年事件の担当調査官と家事事件の担当調査官が分けられていますが、支部では、どちらの事件も同時に担当する支部もあります。トータルで見ると、家事事件と少年事件のどちらの経験が多少長い短いはあると思いますが、どちらも担当することになっています。

[委員長]

では、一つ目の協議事項に移ります。

[説明者]

主に両親の別居や離婚によって、離れて暮らす親と子が直接交流することを「面会交流」と呼びます。ここでは、面会交流が子の利益になると考えられる場合について説明します。

子の多くは、生活環境の変化や別居親のことを思って、少なからず不安を感じています。円滑な面会交流は、子の不安を取り除いて、双方の親から愛されているという実感や安心感を持たせることができます。

また、離れて暮らす親と子との交流を続けるためには、父母間で連絡を取り合う等の協力が必要になりますので、父母の支援態勢を築くことになります。

さらに、子にとっては、離れて暮らす親と交流することで、自分自身のルーツである親の存在や人となり等について、体験的に知る機会にもなります。

このような面会交流の意義を踏まえて、家庭裁判所で面会交流の問題について扱うときは、子の置かれた状況を総合的に検討して、実施すべきかどうかを判断し、実施が相当な場合には、交流の方法や頻度等について検討していくことになります。

家庭裁判所における面会交流の手続には、話し合いでの解決を目指す調停と、家庭裁判所が結論を決める審判があります。面会交流の調停や審判では、子が両親の紛争に

巻き込まれて複雑な心情を抱えていることが多く、解決のために行動科学の専門的知見が必要となるため、調査官が関わる機会が多くなります。調査官は、調停や審判に立ち会ったり、調停や審判とは別の場で面接して話を聞くこともあります。

例えば、父母に個別に面接して、それぞれの気持ちや主張に耳を傾け、面会交流をどのように実施することが子の福祉に適うかを一緒に考えることもあります。面会交流の意義について、DVDを利用して個別に説明する「親ガイダンス」を実施することもあります。子に会って、子の精神状況や生活状況を把握したり、子の心情や意向を把握することもあります。

家庭裁判所で調査官が立ち会って、別居親と子の交流を実施する試行的面会交流を行う場合もあります。広島家裁本庁には、子の面接や試行的面会交流を行うときに利用する家族面接室が設置されています。かなり大きな部屋で、靴を脱いで上がるので、まだ歩けない子にも対応できますし、おもちゃも幅広い年齢層に対応できるものを揃えています。マジックミラーになっていて、別居親と子が会っている様子を隣の部屋から同居親に見てもらうこともできます。箱庭療法に用いる用具は、少年事件で活用する場合もあります。小さい遊具は危ないので、ロールアップカーテンで仕切って隠すこともできます。

試行的面会交流について、別居親が、子と一緒に遊んだ経験が少ないとか、長期間、子に会っていないなどの事情により、面会交流を円滑に実施できるか不安を抱いている場合には、家庭裁判所で家族面接室を利用して調査官が立ち会う中で、試行的に面会交流を実施することがあります。試行的面会交流では、調査官が援助したり、試行の結果を踏まえて助言することはできますが、実施回数は通常1回程度で、その後も円滑に面会交流を続けることができるかが問題となります。

親子関係に問題がなく、楽しく遊べる場所や環境があれば、その後も円滑に面会交流を進めていく期待が持てますが、家族の事情や地域の実情に沿った場所の情報があれば、結局、継続的な面会交流につながらないことがあります。

調査官が両親や子との面接や試行的面会交流などの働き掛けを行っても、円滑な面会交流の実施が難しい事例として、一つは、子と別居親との関係で、別居親が子の扱いになれていない場合があります。

次に、親同士の感情的な対立があって、連絡を取れないとか、顔を合わせられないために、面会交流がうまくできない場合もあります。

さらに、親子の間では関係もよく、面会交流をする気があっても、周囲の理解がないために、同居親が消極的な態度になったり、子が影響を受けることもあります。

まず、別居親が子の接し方に不慣れな場合は、遊園地や動物園など親子で楽しめる場所があれば、交流が楽しい時間になり円滑に面会交流が進むことが期待できます。面会交流を見守る場所や、周囲に多くの親子が遊んでいる施設等を提案することで、同居親も別居親も安心して面会交流ができる場合もあります。

両親の感情的対立が激しく、連絡を取ったり、直接会うことが難しい場合には、日時調整や子の引渡しを仲介する支援があれば、面会交流が可能になる場合もあります。

さらに、別居や離婚をしても、親子の関係は切れないことや、面会交流が子の利益になるという社会的な共通認識ができていけば、面会交流のハードルは低くなり、円滑な面会交流が進んでいくことが期待できます。

調停や審判では、個々の事案で面会交流が円滑に進まない要因について検討し、解決の方策を考えます。調査官はその一翼を担い、必要な調査を行って、解決の方法や方針を考えます。面会交流相当と考えられる事案であっても、実際に円滑な面会交流を継続的に実施するためには、地域の場所、施設、機関などの社会資源を有効に活用する必要があります。例えば、動物園、遊園地等の遊戯施設や児童館等の公的施設を利用したり、そこで開かれる子どもの行事に参加することも考えられます。

また、面会交流の支援機関に日時や場所等の連絡調整、子の引渡しの支援や面会交流での付添を依頼することが考えられます。ただし、地域の実情によって受けられる支援が異なっており、厚生労働省の面会交流支援事業などを活用して、一定の収入以

下の場合は、一定期間無料で支援を受けられる自治体もあるとは聞いていますが、広島家裁管内では、支援機関が限られており、費用の問題等もあって利用が難しく、面会交流が難しくなることが多くあります。離婚の届出の際に、面会交流について記載されたパンフレットを配布し、面会交流の社会的共通認識に努めている自治体もありますが、一部に留まっています。

社会資源を有効に活用することは、調停の話合いを促進する面でも、調停や審判で取り決めた内容を継続していく面でも効果的です。そのために、調停等の機会に、当事者に有用な情報を提供して、活用を促すことが有益と考えています。

具体的な地域資源について情報提供をいただいたり、もう少し大きな視点で面会交流に関する社会的な共通認識の醸成、社会資源の活用について幅広く御意見をいただけたら幸いです。

[E 委員]

家族面接室の稼働率はどのくらいでしょうか。

[説明者]

比較的コンスタントに使われている印象です。

[A 委員]

面会交流の定義は、どのようなものですか。カラオケボックスやコーヒーショップに親子で行くことも面会交流だとすると、いくらでも場所があるように思います。

[説明者]

別居親と子が交流を持つことを面会交流と言いますので、一緒にご飯を食べに行くことや遊びに行くことが一般的に行われている面会交流だと思います。

[A 委員]

両親の仲がぎくしゃくしている限り、利害が対立していることになるでしょうから、エンドレスに10年、20年と続いて介入を続けることもあるということでしょうか。

[委員長]

基本的に家庭裁判所がエンドレスに関わることはありません。例えると、家庭裁判所が最初に関与して、離陸する手助けを行います。離陸する方法としては、それぞれの親が、なぜ面会交流ができないのか、不安を取り除いたり、問題点について解決方法を話し合うのですが、その一環として、家族面接室を利用して、面会交流の不安を解消したり、問題点についてお互いに気づきを見出すなど、まずは、離陸するための準備を家庭裁判所で話し合っていくイメージです。

[A委員]

基本的には、両親のどちらかあるいは両方が、裁判所の関与を求めることから始まるということでしょうか。

[委員長]

そのとおりです。

[A委員]

終わりは、合意というか、裁判所の関与を一応終わりにしましょうという形で終わるのででしょうか。

[委員長]

裁判所に面会交流の事件が係属した場合には、裁判所は、面会交流をする方がよいか、しない方がよいかを見極め、面会交流をした方が子の福祉に役立つ場合は、親が互いにそのことに気づいて、「こういうやり方でやるとよい」という合意を形成することが基本的な解決方法で、基本的にはそこを目指したいと思っています。

[D委員]

親権が父か母の二者択一的なので、親権者でない親に子を会わせること自体に周囲の理解が得られなかったり、トラブルがあって離婚した場合に、会いにくい雰囲気になるので、親権をどちらかに決めず、離婚しても親としての義務や権利があることを広く社会的な認識にすればよいと思います。

[委員長]

日本の今の法制度では、離婚の際に、父母のどちらかに親権者を定めなければならない仕組みになっています。ただ、やはり子が親権者でない親とも普通に会えることが当たり前という社会的理解を得ていくことは非常に重要な観点だと思います。どうすれば社会的理解を得られるか、良い方法はありますか。

[D委員]

面会交流は、親の権利より子の権利と考えた場合に、子にとっては、離婚しても親なので、子の発達や成長にそれぞれの親の役割が必要であれば、子をベースに考えるように、考え方を改める雰囲気を作ることが大事ではないかと思いました。

[C委員]

子ども時代の親との思い出は、親が仕事一筋だったので、魚釣りや野球の試合を見に行ったこと、囲碁をやったこと以外、ほとんど思い出がありません。

私には息子と娘がいますが、子どもたちとの関わりは、土日の幼稚園の送り迎え、ファストフード店で御飯を食べること、遊園地に行ったこと、魚釣りやキャンプをしたこと、運動会に参加したことです。こうした場面でのメニューをリストアップして、子の望むもので、経済的な部分も含めて別居親ができることは何か、乳児、幼児、学童の時期に応じて、普通の家庭で経験できるメニューを用意してあげると良いのではないかと思います。

メニューがあると、話題に困るという問題は解決できると思います。例えば、子にとって晴れの舞台である運動会に参加する、母親が忙しいなら父親が遊園地に連れて行く、泊まりがけが駄目なら日帰りにするなど、いろいろなメニューを作ればよいと思います。子の希望を聞いてメニューを作るのが、今の社会の中で親子の関係を作る一つの仕組み作りになるのではないかと思います。

[委員長]

メニューは、両親に過去の思い出を振り返らせて考えさせるのでしょうか。それとも、裁判所が提案するのでしょうか。

[C委員]

当事者間で考えるのは難しいでしょうから、裁判所が予めメニューを用意しておいて、子や別居親に提案すると、具体的に次のステップに進みやすいと思います。

子が自分の意思を伝えることができる時期がきたら、子自身がメニューを選び、その中から親は金銭的・時間的制約の中で何ができるか調整すると、子の情緒醸成に非常にプラスになると思います。

[A委員]

一般論で考えるか各論で考えるかで随分違いがある感じですが。例えば、離婚して母子世帯で母親が働き、父親が子との面会を求めている場合で、母親は経済的に余裕がないから、その中でやり繰りをしようとするが、父親はある程度余裕があるからクリスマスにゲームを買ってあげることがあります。そのときは、父親もいい格好ができるかもしれませんが、家に帰ってから困るわけです。こうした形で物を提供されて、親子の関係がこじれたり、ゲームがあるから学校に行かないと言い出す事態が発生した場合に、面会交流をどういう形で行っていくのか、母子の立場に立てば、おいしいところだけをする父親のアプローチはどうかという課題はあります。それが権利と言ってしまえばそうなのかもしれませんが、そこで生じる問題はケースバイケースなので、かなり慎重に考えなければいけないと思います。

子は、ゲームを買ってもらえて嬉しいから、父親に会いたいと言うけれど、会った後、しばらくはそういう混乱が続くとなると、どうなのかという疑問は残ります。

根本的な問題もありますが、現場では、もう少し各論の中で丁寧に考えて判断しないと、当事者が混乱する状況がかなりあるのではないかという気がします。

[委員長]

各論的によく考えた上で、さらに何かこうすればよいというものがありますか。

[A委員]

調査官が最初にどのスタンスで関わっていくのか、この場合はこうするといったパ

ターンや考え方の整理はかなり必要ではないかと思えます。

[委員長]

具体的な事例で何かありますか。

[A委員]

母子家庭の家族と10年とか長く付き合うケースがよくありますから、その中で、いろいろ混乱する状況はあります。

[B委員]

大きな点では、すぐに実現可能とは思えませんが、イギリスでは、裁判所の中に面会交流に携わるNGOのオフィスがあって、調停が終わるとNGOに引継がされて、面会交流を助けてもらうということも聞いています。あるべき姿だと思います。

F P I Cという面会交流を支援する団体は、弁護士も会員になって会費を払って経済的に支援していますが、本来は、厚生労働省などが国の事業として支援機関と橋渡しをして、お金がない方でも面会交流が実現できる体制を整えていくべきというのが、大きな点での希望です。

小さな点では、私自身も面会交流調停に携わっているのですが、自分自身が子育てをしていて、面会交流をするのに良いと思う場所があれば、自分が担当する人に提案しています。家庭裁判所で調停をする人は、弁護士をつけない場合も非常に多いので、裁判所がそういった点を考慮して、調査官や調停委員が情報提供できればと思っています。

もちろん今まで遊んでいた場所や、その家族の経済的レベルや好みで、面会交流の場所は違ってきます。ゲームセンターが好きな人もいればお迎えが好きな人もいるので、じっくり聞いてあげる時間があると余裕が出ると思います。

弁護士をつけない人には、法テラスを紹介していただくとよいと思います。家庭裁判所の1階に法テラスのリーフレットが置いてありますが、度々なくなっているのです。法テラスの活用をもう少し考えていただきたいと思います。

弁護士がついていると、数年経って事情が変わった場合に、新たな提案を相手に伝えることができますが、ついていないと、また一から調停をする必要がある場合があります。継続的なフォローという意味でも、安価であったり分割で専門家をつけられることをもう少し広報していただくと良いと思います。

[委員長]

大きな提案は、裁判所限りでは実現できませんが、裁判所も問題意識は持っています。FPICを利用していますが、選択肢が少なく、財政的基盤もそれほど強くないので、回数制限をされることがあります。もう少し国がやるべきという話もあるかもしれませんが、第三者支援機関が発達していくことも必要ではないかと思っています。

提案できるメニューを準備して、その家庭のヒストリーをきちんと聞き取り、適切な場所を提案していくことは、実務的な話として考えていかなければと思います。

調停委員から法テラスに相談に行くように声かけはしていますが、いつでもリーフレットが手にできるような体制を作っていきたいと思っています。

[B委員]

私がよく勧める場所として、ショッピングセンターがあって、そのゲームセンターの端に30分300円ぐらいで遊べる場所があります。親が座る席もあるので、そこに座って見ていれば子が迷子にならないし、そんなに大勢の子がいなくて紛れることもありません。小さい子の場合、母親から離れるのを嫌がる場合がありますが、母親は父親と一緒にいることを嫌がる場合は、母親は少し離れた場所において、父親が子と遊んでいるときも、子から母親の姿が見える点では良いと思います。

[E委員]

児童館の話がありましたが、確かに児童館には遊具等もありますし、保護者も子についてきてよい制度になっています。ただ一つ気になるのが、子の年齢や学齢です。

児童館は、基本的に幼児から中学生まで利用できます。学齢期になると、「〇〇ちゃん、お母さんじゃないおばちゃんと一緒に来ているよ。」という話になったときに、

その家庭のプライバシーが見えてしまう懸念があります。

もちろん全くこだわらない家庭もあると思います。実際、小学校の運動会に、母親と元夫の父親が来ていたケースもあり、オープンな家庭なら児童館でも全く問題ないと思いますが、家庭事情等を汲むために事前の連携作りは必要であると思いました。

[F 委員]

個人的には、キャンプなど何か一緒に体験できる企画は非常によいと思いました。

[G 委員]

面会交流の前提として、双方の心のゆとりが必要だと思います。片方は会いたいけれど片方は会わせたくない背景には、例えば、母子家庭で経済的にゆとりがないが、父親にはゆとりがあり立場的に平等ではない場合があります。面会交流をする様々なケースの中でお互いの交流を図るためには、双方が平等な立場になれる方向で、社会問題として国も考えてほしいと思います。

私の会社には、母子家庭も何人かいますが、どうしても総合職より一般職になり、給料が安くなります。少しでも子が豊かな生活を送れるように、子ども手当として、子一人当たり1万5,000円を二十歳になるまでの20年間、毎月給料に加えています。仮に、生活費が18万だとすると、子が2人いれば21万です。子が18歳になると、その金額では大学に行かせにくい中で面会交流となると、立場が不平等で、本当に子が別居親に会って幸せなのだろうかと個人的に思いました。

[委員長]

続いて、協議事項の2点目に移ります。

[説明者]

「家庭裁判所調査官の仕事」と「社会に広く伝えていくための方策」について説明します。

家事事件、少年事件問わず、家庭裁判所調査官は様々なケースに関わっていて、みな自分の仕事に魅力ややりがいを感じながら仕事をしています。

しかし、残念なことに調査官の仕事は、社会の中では知名度がそれほど高くなく、魅力ややりがいを社会にうまく伝えられていないのではないかという問題意識を持っています。家庭裁判所の事件は非公開で、プライバシーを扱うので、調査官の仕事についても積極的なアピールをする機会はほとんどありません。また調査官と出会ったことが転機となった少年や保護者も、自分から家庭裁判所での経験を積極的に語る人も余りいないと思います。その上、裁判官や弁護士のように、テレビやドラマに登場する機会も余り多くはありません。そのような理由で、調査官の仕事の知名度は低く、裁判所の中でも家庭裁判所で調査官と一緒に働いている者以外は、調査官のことを余り知らない人がいるのも事実です。

少年による重大事件やSNSでの発信など、家庭裁判所で扱う事件や家庭裁判所が注目される機会は増えていますが、調査官の仕事が正しく理解されるのは、難しいのが実情です。調査官の仕事が理解されていないために、警察官や探偵と同じようなものと誤解されている場合もあって、調査官が関係者や関係機関から話を聞く際にも過剰に警戒され、理解を得るための説明に時間を要する場合があります。

また、調査官を志す人についても、心理学や社会学、家族法や少年法を学んでいた人、公務員受験の専門科目で知った人、身近に家族の問題があり調査官のことを知る機会があった人、調査官について知っている人が身近にいた人など、限られた人になっているのが実情です。

調査官は、心理学や社会学などの行動科学の知見を活用できる仕事の一つですが、現在はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、同様の知見を生かせる仕事が時代の変化とともに広がってきています。家庭裁判所でも学校に出向いたり行事を企画するなどして、広報活動に努力はしていますが、少子化の影響か受験者も減少して、人材確保も課題になっているのが実情です。

調査官の仕事の意義や魅力を伝えることが重要だと考えていますが、どのようにしたらうまく伝えていけるか、御意見をいただけたら幸いです。

[F 委員]

採用試験の受験年齢が30歳未満となっていますが、社会経験のある人もいますし、定年年齢も上がっていますので、もう少し拡大してもよいのではないかと思います。

[H 委員]

調査官に大学に来てもらって説明してもらったり、パンフレットも研究室にたくさん置いていますが、学生に感想を聞くと、説明で初めて調査官という職業を知ったという意見が一番多いです。公務員志望の学生もたくさんいますが、事務官と試験が重なっているので、専門性を生かすことはできても、今の学生は、そんなに専門を特化して勉強しようとはしてくれず、どちらかという幅広くいろんな公務員試験を受けられるような試験内容に関心を持ちます。最低限の勉強で合格することを考えてしまうので、感想では、社会に必要だし社会学も生かせると書いてはくれますが、なかなか受験まで結びつかないところがあるので、30歳までという制限はやはりハードルが高いと思います。採用後の研修で育てるためには、余計な知識を持っていない方がよいかもしれませんが、現在の少子化を考えると30歳までだと短期間なので、少し年齢を上げることができたら良いのではないかと思います。

[A 委員]

調査官について、世間的に知ってもらえるのか、専門家の中で知ってもらえるのかという問題はあります。

少年司法関係と精神科医の勉強会で調査官と接する機会がありますが、まずは近い領域の人たちに認知されて、そこから少しずつ知られていくこともあると思います。

私が知る調査官はベテランが多いので、若い人のリクルートは、話が別かもしれませんが、例えば、心理学を学んでいる人が、調査官という領域に入りたいと思ったときに、年齢のハードルは少しある気がします。

それから、みんな専門家としての自分のバックボーンがあるので、調査官はオールラウンダーではあるものの、自分の武器として専門性がどう生かされるかが見える

と、もう少し違ってくると思います。例えば、医者と言えば病院ですが、鑑別所でも医者として専門性が生かせるとか、おもしろみがあるとなれば、鑑別所で医者をやろうということになると思います。自分のバックグラウンドが専門性としてどう生かされるかがはっきり見えてくると、もう少しおもしろみを感じられるという気がします。

オールラウンドの仕事だけれども、学会等で発表して自分の業績になっていくとか、学者にスピンアウトできるルートなどがあれば、もう少し幅広く人が入ってくる余地があると思います。

それから、裁判事例を学会で発表できないとなると、閉じた世界でやはり難しい気はします。例えば、医者のところには調査官が調査に来た後、医者側にも何らかの情報提供をしてもらいたいのですが、それはできないとなると、一方的に聞かれて終わるだけなので、関係を深めていくができません。

[G委員]

全く調査官を知らない立場で言うと、調査官の競争倍率は、世間一般ではすごく高い倍率で、現状でも、なり手が多いのではないかと思います。

[I委員]

受験者を増やすことは、どの世界でも共通の課題だと思います。採用試験の段階で、専門性を求めています。かえって受験者が敬遠して、より選択肢を残せる受験の方法に安易に流れてしまうので、受験者の年齢を広げて専門性がある人が受験できる制度作りをするのが一番ではないかと思います。

[H委員]

調査官と直接関わった少年にとって、憧れの職業という位置付けにならないのでしょうか。警察官や看護師も直接関わったり、病院でお世話になったことが志願理由になると思います。憧れの存在としてSNSで発信されることはないのでしょうか。

[説明者]

少年事件は、良い調査官との出会いをSNS等で発信してくれれば、良い広報にな

る可能性もありますが、家事事件は、当事者が紛争の渦中にいるので、必ずしもプラスの情報だけではない面もあり、調査官の批判も正しく発信されないこともあります。

[D委員]

調査官の名前は知っていましたが、具体的な仕事の内容は知りませんでした。柚月裕子さんの「あしたの君へ」を読んだら、すごく重要な仕事をしていることが分かってもらえると思うので、そういう形でPRするのが一番早いと思います。実際のしんどさや辛さは、具体的でないといわれないけれど、具体的な自分の体験はプライバシーに関わってくるので、そのギャップをどう埋めていくか、匿名にして自分の関わった事件や解決策を示すことができればよいですが、それが難しいのであれば、フィクションとして具体的な仕事の内容をもっと広めて、意義深さを評価していくしかないと思います。テレビやドラマにすると、すぐに広がる気がします。

[委員長]

以上で意見交換を終わらせていただきます。

続いて、次回のテーマについて御意見はありますか。

ないようでしたら、「家事調停について」あるいは「裁判所における安全確保について」というテーマはいかがでしょうか。

御意見や他に御提案がないようであれば、事前にお伺いした際、家事調停の話を知りたい方が多かったので、「家事調停について」とさせていただきます。

今回は最後になる委員から一言いただければと思います。

[F委員]

経済的な観点からお話をしたいと思っていましたが、個人的な意見を申し上げることが多かったと思います。

家裁委員になるまでは、家庭裁判所自体に来たことがなかったので、様々なテーマで様々な委員の御意見を聞かせていただき、非常に勉強になりました。今後の業務に生かしたいと思っています。